

経税部
だより

経過措置型医療法人から持分の定めのない医療法人への移行と 相続税及び贈与税の納税猶予について

税理士 西川 真幸

2014(平成26)年・贈与税の納税猶予制度の税制改正で医療法人(度)が創設されました。版事業承継税制(相続税)

1. 制度の趣旨

2007(平成19)年 医療法人の解散時に残余に施行された改正医療法により、出資持分の定めのある医療法人を新たに設立することができなくなり、出資持分の定めのない医療法人は、経過措置により(経過措置型医療法人として)存続することが可能となり、出資持分の定めのない医療法人への移行が(自主的な移行とされているため)進んでいない現状にあります。医療法人に出資持分があると、①社員

の退社に伴い出資持分の払戻請求権が行使され、医療法人の資金が逼迫する。②出資者の死亡により、出資持分に相続税が課税され、相続人が出資持分の払戻請求権を行使することにより、医療法人の資金が逼迫する。③

において、その医療法人が相続税の申告期限において「認定医療法人」であるときは、その相続人が納付すべき相続税額のうち、認定医療法人の持分に係る課税価格に対応する相続税額については、「移行計画」の期間満了までその納税を猶予し、「移行期間」内にその相続人が持分のすべてを放棄した場合、その納税額を免除する、というものです。なお、この制度は、2014(平成26)年10月1日以降の相続若しくは遺贈に係る相続税及び贈与税について適用されます。

この制度は、①相続人 法人の持分を相続又は遺贈により取得した場合に、この納税猶予制度で、他の出資者に贈与税が課税される場合において、その医療法人が「認定医療法人」であるときは、「移行計画」の期間満了までその納税を猶予し、「移行期間」内に他の出資者が持分のすべてを放棄した場合、その納税額を免除する、というものです。なお、この制度は、2014(平成26)年10月1日以降の相続若しくは遺贈に係る相続税及び贈与税について適用されます。

【非課税要件】
①医療法人の運営組織が適正であり、定款に理事6人以上、監事2人以上であること、社員・役員と同族関係者の割合を3分の1以下とする旨の定めがあること
②定款に残余財産を国等に帰属させる旨の定めがあること
③医療法人の関係者に特別の利益を与えないこと(など)

認定医療法人とは、改正医療法に規定される移行計画について、2014(平成26)年10月1日から2017(平成29)年9月30日までに厚生労働大臣の認定を受けた経過措置型医療法人をいいます。移行計画には、移行後の新医療法人の種類(社会医療法人や基金拠出型医療法人など)や移

この納税猶予制度では、移行期間内に持分のすべてを放棄した場合には、猶予税額が免除されますが、移行期間内に次の事由が生じた場合には、③持分の払戻し、持分の譲渡等があった場合、④基金拠出型医療法人に移行(相続人が持分の払戻しを受け、払戻し相当額を基金として拠出した場合) また、出資持分の定めのない医療法人へ移行する場合において、その医療法人が個人とみなして、移行時に贈与税が課税されることとなります。

【新たな認定要件】
下記の現行の認定要件に運営の適正性要件が加わりました。
・移行計画期間が3年以上であること。
・移行計画が有効かつ適正であること。
・移行計画期間が3年以上であること、新

改正により、従来の贈与税の非課税要件であった役員等のうち親族等の占める割合が3分の1以下であることの要件が撤廃されましたので、新たな認定要件を満たせば、贈与税を負担することなく、持分のない医療法人への移行後も同族経営が可能になりました。(終わり)

2. 2014(平成26)年度の制度創設時
(1) 制度の概要
この制度は、①相続人 法人の持分を相続又は遺贈により取得した場合に、この納税猶予制度で、他の出資者に贈与税が課税される場合において、その医療法人が「認定医療法人」であるときは、その相続人が納付すべき相続税額のうち、認定医療法人の持分に係る課税価格に対応する相続税額については、「移行計画」の期間満了までその納税を猶予し、「移行期間」内に他の出資者が持分のすべてを放棄した場合、その納税額を免除する、というものです。なお、この制度は、2014(平成26)年10月1日以降の相続若しくは遺贈に係る相続税及び贈与税について適用されます。

この制度は、①相続人 法人の持分を相続又は遺贈により取得した場合に、この納税猶予制度で、他の出資者に贈与税が課税される場合において、その医療法人が「認定医療法人」であるときは、その相続人が納付すべき相続税額のうち、認定医療法人の持分に係る課税価格に対応する相続税額については、「移行計画」の期間満了までその納税を猶予し、「移行期間」内に他の出資者が持分のすべてを放棄した場合、その納税額を免除する、というものです。なお、この制度は、2014(平成26)年10月1日以降の相続若しくは遺贈に係る相続税及び贈与税について適用されます。

2017(平成29)年度の改正では、移行計画についての認定期間が3年延長され、2020(平成32)年9月30日までに認定を受けた「認定医療法人」については、その移行計画期間中(最

2017(平成29)年度の大で3年間)は、①出資者の相続に係る相続税の納税猶予・免除、②出資者間のみなし贈与税の納税猶予・免除(上記2.(1)の制度)が適用されます。

2017(平成29)年度の改正では、移行計画についての認定期間が3年延長され、2020(平成32)年9月30日までに認定を受けた「認定医療法人」については、その移行計画期間中(最

2. 2014(平成26)年度の制度創設時

(3) 課税される場合
この納税猶予制度では、猶予税額を納付することになります。①持分の定めのない医療法人に、移行しなかった場合、②認定の取消しがあった場合、③持分の払戻し、持

3. 2017(平成29)年度の改正

(1) 認定期間の延長
2017(平成29)年度の大で3年間)は、①出資者の相続に係る相続税の納税猶予・免除、②出資者間のみなし贈与税の納税猶予・免除(上記2.(1)の制度)が適用されます。

2017(平成29)年度の大で3年間)は、①出資者の相続に係る相続税の納税猶予・免除、②出資者間のみなし贈与税の納税猶予・免除(上記2.(1)の制度)が適用されます。

この制度は、①相続人 法人の持分を相続又は遺贈により取得した場合に、この納税猶予制度で、他の出資者に贈与税が課税される場合において、その医療法人が「認定医療法人」であるときは、その相続人が納付すべき相続税額のうち、認定医療法人の持分に係る課税価格に対応する相続税額については、「移行計画」の期間満了までその納税を猶予し、「移行期間」内に他の出資者が持分のすべてを放棄した場合、その納税額を免除する、というものです。なお、この制度は、2014(平成26)年10月1日以降の相続若しくは遺贈に係る相続税及び贈与税について適用されます。

この制度は、①相続人 法人の持分を相続又は遺贈により取得した場合に、この納税猶予制度で、他の出資者に贈与税が課税される場合において、その医療法人が「認定医療法人」であるときは、その相続人が納付すべき相続税額のうち、認定医療法人の持分に係る課税価格に対応する相続税額については、「移行計画」の期間満了までその納税を猶予し、「移行期間」内に他の出資者が持分のすべてを放棄した場合、その納税額を免除する、というものです。なお、この制度は、2014(平成26)年10月1日以降の相続若しくは遺贈に係る相続税及び贈与税について適用されます。

この制度は、①相続人 法人の持分を相続又は遺贈により取得した場合に、この納税猶予制度で、他の出資者に贈与税が課税される場合において、その医療法人が「認定医療法人」であるときは、その相続人が納付すべき相続税額のうち、認定医療法人の持分に係る課税価格に対応する相続税額については、「移行計画」の期間満了までその納税を猶予し、「移行期間」内に他の出資者が持分のすべてを放棄した場合、その納税額を免除する、というものです。なお、この制度は、2014(平成26)年10月1日以降の相続若しくは遺贈に係る相続税及び贈与税について適用されます。

この制度は、①相続人 法人の持分を相続又は遺贈により取得した場合に、この納税猶予制度で、他の出資者に贈与税が課税される場合において、その医療法人が「認定医療法人」であるときは、その相続人が納付すべき相続税額のうち、認定医療法人の持分に係る課税価格に対応する相続税額については、「移行計画」の期間満了までその納税を猶予し、「移行期間」内に他の出資者が持分のすべてを放棄した場合、その納税額を免除する、というものです。なお、この制度は、2014(平成26)年10月1日以降の相続若しくは遺贈に係る相続税及び贈与税について適用されます。

この制度は、①相続人 法人の持分を相続又は遺贈により取得した場合に、この納税猶予制度で、他の出資者に贈与税が課税される場合において、その医療法人が「認定医療法人」であるときは、その相続人が納付すべき相続税額のうち、認定医療法人の持分に係る課税価格に対応する相続税額については、「移行計画」の期間満了までその納税を猶予し、「移行期間」内に他の出資者が持分のすべてを放棄した場合、その納税額を免除する、というものです。なお、この制度は、2014(平成26)年10月1日以降の相続若しくは遺贈に係る相続税及び贈与税について適用されます。



(2) 贈与税の非課税

7(平成29)年10月1日

〈運営の適正性要件〉

ただし、持分のない医療法人へ移行した日から6年を経過するまでの間に